

令和4年2月24日

各 位

公益社団法人 広島ビルメンテナンス協会
会 長 杉 川 聡

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る調査結果について

法律の改正により、令和4年10月から短時間労働者に対する被用者保険（健康保険・厚生年金保険）の適用拡大が更に拡大することについて、会員会社を対象にした実態調査の結果を公表します。また、今回の調査の傾向は下記のとおりです。

調査にご協力いただきました皆様にはお礼申し上げます。

（傾向）

この調査への回答は67社中35社（52.2%）からありました。

質問1の適用対象要件の事業所の規模については、既に適用されている常時500人超の会員が20%、令和4年10月から適用される常時100人超の会員が40%で、会員の6割が適用事業所であることが確認されました。

質問2の対応策については、「契約額への転嫁（30.2%）」と「週20時間未満の労働時間への変更（28.3%）」が上位で、全体の6割程度を占めています。

また、質問2は複数を選択して回答される企業が多く見受けられるのが特徴で、受注契約の相手方や従業員個々によって対応の仕方を選択する傾向が見て取れます。

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る調査について（結果）

- 調査目的 令和4年10月から短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が更に拡大することについて、事業所側の対応状況や課題について把握する。
- 調査対象 広島ビルメンテナンス協会 正会員67社
- 調査期間 令和4年2月10日から2月22日まで
- 回答数 35社
- 調査結果 下表のとおり。

| 質 問 | 回答選択肢 |
|--|--|
| 1 当社は、令和4年10月からの適用対象事業所に、 | <input type="checkbox"/> あたる 【14社 40%】 <input type="checkbox"/> あたらない 【14社 40%】 <input type="checkbox"/> 既に適用されている 【7社 20%】 <input type="checkbox"/> わからない 【0社 0%】 |
| 2 当社は、対応策として、次のことを考えている（実施した） | ※ 複数回答可 <input type="checkbox"/> 契約額への転嫁 【30.2%】 <input type="checkbox"/> 週20時間未満の労働時間への変更 【28.3%】 <input type="checkbox"/> 正社員化 【11.3%】 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金の活用 【9.4%】 <input type="checkbox"/> 対応しない（上記の対応をせず負担する） 【15.1%】 <input type="checkbox"/> その他 【5.7%】 |
| （意見・要望） <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者と面談し、希望者に対しては、保険料の負担をする対応を取っている。 ・ 対象者の要望に沿って対応することを基本に考えるが、人的コスト増は避けられないため、業界として多方面への働きかけを求める。 ・ 従業員の意向を確認した結果、労働時間の減を希望する者ばかりではなく、社会保険の適用を受け労働時間の増を希望する者もいた。このことにより、人手不足の解消と募集コストの削減に貢献していただいた。 また、保険加入により帰属意識、責任感も高まり、生産性の向上や責任者への昇格などの効果をもたらしている。 | |

調査票

令和4年2月10日

正会員各位

(公印省略)

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る調査について（お願い）

被用者保険（健康保険・厚生年金保険）は、下表のとおり、平成28年10月から従業員500人超の企業に限って、一定の要件を満たす短時間労働者にも適用されていますが、法律改正により令和4年10月から短時間労働者の適用が更に拡大されます。

| 対象 | 要件 | 平成28年10月～ (現行) | 令和4年10月～ (改正) | 令和6年10月～ (改正) |
|------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 事業所 | 事業所の規模 | 常時500人超 | 常時100人超 | 常時50人超 |
| 短時間 労働者 | 労働時間 | 週の所定労働時間が20時間以上 | 変更なし | 変更なし |
| | 賃金 (残業代・交通費は除く) | 月額88,000円以上 | 変更なし | 変更なし |
| | 勤務時間 | 継続して1年以上使用される見込み | 継続して2カ月以上使用される見込み | 継続して2カ月以上使用される見込み |
| | 適用除外 | 学生ではないこと | 変更なし | 変更なし |

この改正は、適用拡大の対象となる事業者にとっては、保険料負担の増（※）となり、従業員にとっても働き方を見直す契機となり、保険料負担を意識して労働時間を縮める方もいる向きもあります。

ビルメンテナンス業界は、中小・零細企業が多く、多くの事業所が令和4年10月からの適用拡大に該当する事業所と思われます。

つきましては、この適用拡大に関する傾向や悩みを把握し、各社の経営課題の解消につながる方策について検討をしたく、会員を対象とした実態調査を行いたいと思いますので、別紙調査票にご回答いただき、2月18日（金）までにご回答くださいますようお願いいたします。

(※) 目安として、70歳未満で、週の所定労働時間20時間以上、月額賃金が88,000円だと、事業主の月額負担は13,262円（健康保険5,210円+厚生年金8,052円）の増額となります。本人負担分は含まれていません。

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る調査票

協会事務局 御中 (FAX : 082-273-8263)

会社名 (無記名) _____

| 質 問 | 回答選択肢 |
|--------------------------------|--|
| 1 当社は、令和4年10月からの適用対象事業所に、 | <input type="checkbox"/> あたる <input type="checkbox"/> あたらない <input type="checkbox"/> 既に適用されている <input type="checkbox"/> わからない |
| 2 当社は、対応策として、次のことを考えている (実施した) | ※ 複数回答可 <input type="checkbox"/> 契約額への転嫁 <input type="checkbox"/> 週20時間未満の労働時間への変更 <input type="checkbox"/> 正社員化 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金の活用 <input type="checkbox"/> 対応しない (上記の対応をせず負担する) <input type="checkbox"/> その他() |
| (意見・要望) | |